

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	特別児童扶養手当の進達に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、特別児童扶養手当の進達に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

## 評価実施機関名

奈良市長

## 公表日

令和8年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の進達に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「特別児童扶養手当法」という。)に基づき、20歳未満の、身体又は精神に重度又は中程度以上の障がいのある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)あるいは父母にかわって児童を養育する(児童と同居し、監護し、生計を維持する)方に特別児童扶養手当を支給するため、都道府県への進達事務を担っている。</p> <p>奈良市は、特別児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①特別児童扶養手当の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者から提出のあった認定請求又は届出等から入手した情報を管理する。</p> <p>②特別児童扶養手当の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者の地方税関係情報を確認する。</p> <p>③請求者、受給資格者及び対象児童の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p> <p>④特別児童扶養手当の認定請求及び届出を都道府県に進達する。</p> <p>⑤特別児童扶養手当の受給資格者、受給資格者の配偶者、扶養義務者及び対象児童の住民基本台帳の異動を確認する。</p> <p>⑥都道府県から送付された特別児童扶養手当の認定請求及び届出に対する決定内容を通知する。</p> <p>⑦関係機関からの資料の閲覧若しくは提供の請求又は報告の求めに対し応答する。</p> <p>※請求者又は受給資格者と同居の扶養義務者又は配偶者がある場合は、扶養義務者についても同様に状況を確認する。</p>
③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項及び別表の66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(91項)</p> <p>(情報提供の根拠) なし (特別児童扶養手当の進達に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども給付課
②所属長の役職名	子ども給付課長
6. 他の評価実施機関	
—	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の提供・移転を記録し、その記録を一定期間保存している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	公表日	2019/3/29	2020/5/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年3月31日	公表日	2020/5/1	2021/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年3月31日	公表日	2021/3/31	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年7月11日	公表日	2022/3/31	2023/7/11	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年12月18日	公表日	2023/7/11	2024/12/18	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年12月18日	I—3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表第一46の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第37条	番号利用法 第9条第1項及び別表の66の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年12月18日	I—4—② 法令上の根拠	・番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の 提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二(66の項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用などに関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(第 37条)  (別表第二における情報提供の根拠) ・なし (特別児童扶養手当の進達に関する事務にお いて情報において情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供は行わない。)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(91項)  (情報提供の根拠) なし (特別児童扶養手当の進達に関する事務にお いて情報提供ネットワークシステムによる情報 提供は行わない。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年12月18日	II—1 対象人数 いつ時点の計算か	平成31年2月28日時点	令和6年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	Ⅱ—2 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年12月18日	Ⅱ—2 取扱者数 いつ時点の計算か	平成31年2月28日時点	令和6年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年3月11日	公表日	令和6年12月18日	令和8年3月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年3月11日	I—5—①部署	子ども未来部 子ども育成課	子ども未来部 子ども給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年3月11日	I—5—②所属長の役職名	子ども育成課長	子ども給付課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年3月11日	Ⅱ—1 対象人数	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年3月11日	Ⅱ—2 取扱者数	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年3月11日	Ⅳ—8. 人手を介在させる作業	—	十分である 事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	Ⅳ—11. 優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  十分である  特定個人情報の提供・移転を記録し、その記録を一定期間保存している。	事後	その他の項目の変更であり事前提出・公表が義務付けられない